

2023年5月1日

常葉大学短期大学部同窓会
会 員 各 位

令和4年度 常葉大学短期大学部同窓会臨時総会 決議報告について

拝啓 早春の候、同窓生の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より同窓会活動にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、令和4年度臨時総会では、コロナウイルスの感染拡大防止という観点から、総会議案につきましては書面による審議とさせていただきますが、下記のとおり決議されましたのでご報告いたします。総会へのご理解、ご協力 誠にありがとうございました。今後ともお力添えを賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

敬具

記

1. 臨時総会議案

(1) 常葉大学短期大学部 同窓会会則の一部改正について

2. 臨時総会議案資料

(資料1) 常葉大学短期大学部 同窓会会則の一部改正について

3. 臨時総会審議について

すべての議案について 承認されました。

以 上

常葉大学短期大学部 学生課
同窓会事務局

常葉大学短期大学部 同窓会会則の一部改正について

1. 改正事由
 - ・会則と実際の運用との整合性を図るため、現状に即して一部改正する。
2. 改正時期
 - ・令和5年4月1日とする。

常葉大学短期大学部 同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は常葉大学短期大学部同窓会という。

(事務局の所在地)

第2条 本会の事務局は静岡市駿河区弥生町6-1 常葉大学短期大学部草薙学生課におく。

(目 的)

第3条 本会は常葉学園および常葉大学短期大学部の教育理念に基づき、会員相互の親睦を深めるとともに、旧師の恩誼を偲び、母校の発展に寄与する。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 定期的に総会を行う。
2. 会員名簿の作成及び発行。
3. 正会員の研修活動などを助成する。ただし役員会の承認を受ける。
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業。
5. 常葉学園の共同活動への参加。

(会 員)

第5条 本会は次の会員をもって構成する。

- 正会員 常葉大学短期大学部卒業生・修了生
- 準会員 常葉大学短期大学部在校生
- 賛助会員 入会を希望する中途退学者（役員会の承認が必要）
- 客員 常葉大学短期大学部現教職員および旧教職員

(機 関)

第6条 本会に総会、役員会および幹事会をおく。

(総 会)

第7条 総会は会員相互の親睦と啓発を図る。

(役員及び職務)

第8条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名 会を代表し、全体を総括する。
2. 副会長 2名以上 会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
3. 書記 2名 役員会、その他の議事録を作成する。
4. 会計 1名 副会長・書記より選出する。
5. 会計監査 2名 会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 再任期間は、2年とする。

- 3 再任は2回を限度とする。
- 4 役員がその期間中に辞任又は欠員になった場合、後任の役員の任期はその残任期間とする。

(役員会)

第10条 役員会は第8条で挙げた役員で組織し、必要に応じ会長が召集する。

(役員会の審議事項)

第11条 役員会は次の事項を審議する。

1. 本会の運営に関する事項
2. 総会に関する事項
3. 予算の決議および決算の承認に関する事項
4. 会則の変更に関する事項
5. 年間行事に関する事項
6. 役員選任に関する事項
7. その他、役員会において必要と認めた事項

(役員会の決議)

第12条 役員会の決議は出席者の過半数で決する。

2 役員会は、本会の決定事項を会員に報告する責務を負う。

(評議員)

第13条 評議員は役員会の要請に応じ、同窓会の運営に協力する。

(幹事)

第14条 1. 各組2名 全体の連絡を密にし、会の円滑な運営を図る。

2. 幹事の任期は特に定めない。

3. 幹事の交替時は必ず後任を立て、同窓会に報告する。

(名誉会長・参与)

第15条 本会に名誉会長・参与をおくことができる。名誉会長・参与は会の指導、助言にあたる。

(顧問)

第16条 本会に顧問をおく。顧問は学校法人常葉大学理事長、常葉大学短期大学部学長及び本会に功労のあった者で役員会において推薦されたものとする。顧問は会の指導、助言にあたる。

(会計)

第17条 1. この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2. 卒業時に所定の会費を納入し、本会の経営費に繰り入れるものとする。

卒業時 10,000円

3. 総会に関する費用は、運営費からの支出並びにその都度徴収する。

4. 常葉大学短期大学部を卒業し、専攻科を修了した者からは会費を徴収しない。

5. 会計事務については常葉大学短期大学部草薙学生課職員に依頼することができる。

(支部)

第18条 1. 各地域に支部を置くことができる。

2. 支部に関する細則は各支部において定める。

3. 支部をおく場合は同窓会本部に報告するものとする。

- 附 則 この会則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成 3 年 7 月 21 日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成 12 年 5 月 21 日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成 13 年 5 月 27 日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成 14 年 6 月 16 日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成 17 年 7 月 10 日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成 23 年 6 月 19 日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成 25 年 6 月 16 日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成 26 年 6 月 15 日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
- 附 則 この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。